

2024年度

整理番号	要望番号	要望内容	回答	担当課
1. 暮らしと社会保障				
(1) 子育て、教育				
1	1 (1) ①	教員不足が言われています。教員の働き方を改善し、子どもの教育に専念できる環境を整備し、教員のなり手が増えるようにしてください。また、教員不足を補うために雇用されている臨時教職員の賃金を引き上げてください。	札幌市では、教員の負担軽減を図りながら、授業準備等の集中できる時間を確保して、教育の質を維持向上することができるよう、勤務時間外における自動応答電話の導入や給食費の公費計化など、働き方改革に資する様々な取組を実施しており、このような取組や札幌市の教育の魅力を積極的に発信し、教員のなり手の確保に努めてまいります。 また、臨時教職員(非常勤職員を除く)の給与は、正規教員に準じたものとなっていることから、現在、国において検討中である教員の処遇改善内容を踏まえて、臨時教職員についても、必要な対応を行ってまいります。	教育委員会 教職員担当部 教職員課
2	1 (1) ②	全国的に学校給食費の無償化が進んでいます。国の対応を待つことなく、食育教育、子育て支援の観点から市独自の無償化をお願いします。	札幌市の学校給食は、施設、設備、運営等の経費を公費で負担し、給食費については、毎年保護者の代表者等を含めた附属機関の審議を経て、食材費のみを保護者の皆様にご負担いただいていたところですが、昨今の物価高騰を踏まえ、現在は、食材費の高騰に伴う保護者の負担を軽減するための公費負担も実施しております。 また、生活に困窮する世帯に対しましては、これまで、生活保護や就学援助制度で給食費を支援してきたところでありますが、無償化に関しては多額の公費負担が必要となることから、国に対し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、財政措置の要望を行っているところです。	教育委員会 生涯学習部 学校給食課
3	1 (1) ③	小規模保育所は増えていますが、ビルの一室などが多く、園庭がありません。街中を近くの公園まで園児が歩くことは交通事故に巻き込まれる危険性があります。市有地等を活用し、0才から就学まで、安心してあずけられる認可保育所の増設を促進してください。	保育サービスの供給にあたっては、保護者の保育に対する多様なニーズに応えるため、既存の保育施設を活用した新たな定員の確保や、認可保育所の新設等、様々な手法によって計画的に進めているところです。 そのうち、認可保育所の新設については、地域の需給状況等を見極めながら、必要に応じて整備を行うこととしております。 また、賃貸物件に設置されている保育施設については、敷地内に園庭を設置することが特に困難である場合に限り、国の通知を踏まえて、園庭に代わる場所として都市公園の利用を認めておりますが、園児の移動に際しては、各園において公園までの経路を予め確認するなど、安全性に十分配慮することとしております。	子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課
(2) 介護、高齢者対策				
4	1 (2) ①	補聴器購入に対する助成をお願いします。良く聞こえる補聴器は高価で、こまめな調整が必要です。高齢者の社会参加、認知症予防の観点からもお願いします。また、調整にかかる経費への助成もお願いします。助成を行う自治体が増えています。国の対応を待つだけでなく、札幌市としての独自の施策による実施を求めます。	補聴器購入の支援については、国の責任において、全国一律の制度として実施すべきものと考えております。 現在、国において進めている「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の結果を早期に取りまとめ、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを、他都市とも連携して要望しているところです。	保健福祉局 高齢保健福祉部 高齢福祉課
5	1 (2) ②	最近、訪問介護の基本報酬引き下げと人手不足で、小規模介護事業所の倒産が相次いでいます。利用者からは、今まで受けていたサービスが受けられなくなった。代わりの事業所も見つからないとの声が上がっています。小規模介護事業所が事業を続けられるよう支援をお願いします。	札幌市では、介護事業者の採用力向上を目的としたセミナーをはじめ、介護人材確保・定着に向けた支援事業を実施するとともに、他都市と連携して、訪問介護事業者が持続可能な水準の基本報酬とするよう国へ要望するなど、必要な対応を行っているところです。 今後も、日頃の事業所とのやり取り等を通して、介護現場における人材不足や、訪問介護の基本報酬の引き下げが、事業所運営に与える影響について、注視してまいります。	保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課
6	1 (2) ③	新型コロナウイルス感染症の発症はまだ続いています。高齢者の死亡率が高いことから、介護施設等で施設内換気の改善や検査体制の充実など、介護施設等における感染防止対策に対する支援を引き続きお願いします。	介護施設等は、重症化リスクの高い方が多数入所していることから、引き続き感染防止対策が重要と認識しています。 感染防止対策に対する支援については、現在も国や北海道の交付金を活用する等して実施しているところです。 引き続き、国等の交付金を効果的に活用するとともに、今後の支援内容については、国等の動向を注視してまいります。	保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課
7	1 (2) ④	待機者に見合う特別養護老人ホームの増設を求めます。2024年度以降の整備計画について教えてください。	札幌市では、待機者数や高齢者人口の推移、介護保険料に与える影響等を踏まえながら計画的に特別養護老人ホームの整備を行っており、2024～2026年度の3年間は各年200人分の整備(着工)を計画しております。 今後も、待機者数や高齢者人口の推移等を注視し、必要な整備量を都度検討してまいります。	保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課

2024年度

整理番号	要望番号	要望内容	回答	担当課
(3) 現行の健康保険証を廃止しないでください				
8	1 (3) ①	政府は、本年12月2日で健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化(マイナ保険証)する方針ですが、マイナ保険証については本人確認ができないとか、他人の情報に紐付けされるなどトラブルが多発しています。なによりも個人情報漏えいの危険性があるマイナンバーカードの取得は任意であり、保険証を人質にマイナンバーカードの取得を強制することは誤りです。現行の健康保険証を廃止しないでください。また、政府に廃止しないよう要請願います。	<p>昨年、全国的にマイナンバーカードに係る様々なトラブルが発覚したことから、国において、個別データの総点検とともにマイナンバー登録に係る横断的なガイドラインの策定がなされ、再発防止の仕組みづくりや国民の不安の解消に向け適切に対応されているものと考えております。</p> <p>また、2024年12月2日からの現行の健康保険証の発行が終了しますが、現行の健康保険証は発行終了後も2025年7月31日まで使えるほか、マイナンバーカードを持たない人に「資格確認書」を発行することとしており、国においてマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向け混乱がないよう進めていると認識しております。</p> <p>なお、札幌市を含む指定都市市長会では、各府省が連携してマイナンバー制度・マイナンバーカードの安全と信頼の確保に努めるよう国に要望するとともに、中核市とも連携して制度の信頼確保について提言活動を行っております。</p>	<p>豊平区 保健福祉部 保険年金課</p> <p>(デジタル戦略推進局 スマートシティ推進部 デジタル企画課)</p>
9	1 (3) ②	マイナ保険証でないとか、薬がもらえないなどマイナ保険証を持たないことで不利益や差別がされることのないようにするとともに、マイナ保険証を持たない場合、「資格確認書」が送付され、これで従来通り診察が受けられることを周知されたい。	<p>国民・後期の新規加入時の保険証及び令和6年8月の保険証の年次更新時にチラシを同封し、保険証とマイナンバーカードの一体化及び資格確認書の発行について周知を行っているところです。</p> <p>また札幌市公式HPにおいて同様の情報を掲載しているほか、広報さっぽろ11月号にて特集記事が掲載されます。</p>	<p>豊平区 保健福祉部 保険年金課</p> <p>(デジタル戦略推進局 スマートシティ推進部 デジタル企画課)</p>
(4) 国民健康保険				
10	1 (4) ①	物価高騰で暮らしは一層苦しくなっています。国民健康保険料を引き下げてください。	<p>平成30年度から、国民健康保険の制度見直しにより、都道府県が国民健康保険の財政運営を担っております。</p> <p>北海道では全道の医療費を推計したうえで、市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて、市町村が負担すべき納付金の額を算定し、各市町村では、この納付金の額をもとに保険料を決定しております。</p> <p>札幌市としては、加入者の負担軽減のために、国に対し更なる財政支援の拡充を要望してまいります。</p>	<p>豊平区 保健福祉部 保険年金課</p> <p>(保健福祉局 保険医療部 保険企画課)</p>
11	1 (4) ②	子どもが増えると保険料が上がる均等割(人数割り)を廃止してください。未就学児については減額になりましたが、引き続き18才まで均等割の廃止を。	<p>国民健康保険料は法令に基づき算定しており、均等割は法令により賦課することが定められております。</p> <p>令和4年度からは、未就学児にかかる均等割の2分の1を減額する制度が導入され負担軽減が図られましたが、更なる拡充について引き続き国に対して要望してまいります。</p>	<p>豊平区 保健福祉部 保険年金課</p> <p>(保健福祉局 保険医療部 保険企画課)</p>
12	1 (4) ③	昨年度の資格証の発行状況について教えてください。また、納付相談に丁寧に対応し、資格証の発行をやめてください。	<p>昨年度の資格証明書(R5.8.1更新時)は151世帯に対して交付しております。</p> <p>保険料を納期限までに納付いただけない場合は、文書送付や電話連絡によって納付を督促しておりますが、経済的理由等により保険料の納付が困難との申出があった世帯については、加入世帯個々の事情を丁寧に聞き取り、滞納の解消に向けた助言などを行っております。</p> <p>資格証明書は、国民健康保険法で1年以上滞納している世帯に対し交付するものとされており、ただし、災害や病気、事業の廃止などの特別の事情による納付困難な世帯や18歳未満の子どもについては、交付対象から除くものとされており、札幌市は法に則った対応を行っております。</p> <p>なお、資格証明書を交付した世帯から、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、速やかに資格証明書を解除しております。</p>	<p>豊平区 保健福祉部 保険年金課</p> <p>(保健福祉局 保険医療部 保険企画課)</p>

2024年度

整理番号	要望番号	要望内容	回答	担当課
(5)年金支給額の増額を				
13	1 (5) ①	相次ぐ物価高騰に見合った増額を図るよう国等に求めてください。	年金制度は、国が管掌しているものであり、具体的内容については法令等により定められているものと認識しております。 老齢基礎年金額の改善につきましては、機会を捉えて国に伝えており、今年度も全国20政令指定都市として、公的年金制度そのものが高齢者などの生活を安心して支えるものとなるよう、要望しているところです。	豊平区 保健福祉部 保険年金課 (保健福祉局 保険医療部 保険企画課)
(6)低所得者の生活支援				
14	1 (6) ①	食料品、電気、灯油の高騰で、生活が一層苦しくなっています。物価高騰に見合った生活保護費の増額を行うよう、国等への働きかけをお願いします。 「生活が大変、1日1〜2食だけで、痩せてきた」という方もいます	生活保護基準は、国がその責任において定めるものであり、基準の具体的内容については、国の社会保障審議会生活保護基準部会での審議等を踏まえ、客観的な検証に基づき定められるべきものと認識しております。 なお、今般の物価高騰は、生活・経済面に及ぼす影響が大きいものと認識しております。札幌市としても、今後も定められた基準に沿って適正な生活保護費の支給を行うとともに、生活にお困りの方が適切に生活保護を受けられるよう努めてまいります。	保健福祉局 総務部 保護課
15	1 (6) ②	灯油が大幅に値上がりし、価格が高止まりしています。暖房ができなくて凍死することのないよう、低所得者への冬期の灯油支援(福祉灯油)をぜひともお願いします。	札幌市では、今年度も国の政策を踏まえながら、住民税非課税世帯等を対象とした令和6年度札幌市物価高騰対応臨時給付金や、定額減税しきれない方を対象とした定額減税補足給付金など、原油価格・物価高への対策に取り組んでいるところです。 現時点で福祉灯油として独自給付を行うことは考えておりませんが、今後の燃油価格・物価高への対応につきましては、現在国が検討している総合経済対策の動向を勘案しながら、必要な経費に係る財政措置を講じるよう要望してまいるとともに、引き続き、国の予算措置の動向を注視してまいります。	保健福祉局 総務部 総務課
16	1 (6) ③	夏の暑さが札幌においても、クーラーをつけないと命にかかわるようになってきました。 低所得者へのクーラー設置補助、夏の電気料金支援をお願いします。 扇風機で暑さをしのいでいるという方は、今でも夏の電気料が心配。これではクーラーをつけても電気料が心配で使えないと言っています。	現時点で、低所得者を対象としたクーラー設置補助及び電気料金の支援は考えておりません。 なお、札幌市では今年の7月より、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とし、暑さを避けるためにご利用いただける施設として指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を指定(各区区民センター、各図書館、チカホ、イオン北海道・コープさっぽろ各店舗の合計100施設)し、供用開始したところです。	保健福祉局 総務部 総務課

2024年度				
整理番号	要望番号	要望内容	回答	担当課
(7)市営住宅				
17	1	(7) ①	札幌市の市営住宅については、今後の人口減少や民間賃貸住宅の空き家の状況等を踏まえ、管理戸数を抑制していくことを基本としております。このため、住宅確保要配慮者に対しては、市営住宅だけでなく、不動産関係団体等と連携し、民間賃貸住宅も活用しながら、住宅市場全体でセーフティネットを構築してまいります。	都市局 市街地整備部 住宅課
18	1	(7) ②	月寒団地A～Eの建替事業については、本市が、北海道・札幌2030オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の招致活動を停止したことから、現在の敷地を利用する現地建替により事業を進めております。建替後の住棟にはエレベーターを設置する予定であり、階数については、近隣の住環境に配慮した上で、中層棟と高層棟を建設する予定としております。また、管理戸数については「札幌市住宅マスタープラン2018」に即して抑制していくことを基本としております。	都市局 市街地整備部 住宅課
(8)低所得者に対する家賃補助				
19	1	(8) ③	低所得者に対する民間賃貸住宅への家賃補助については、札幌市の家賃の水準や他都市の動向、賃貸住宅の所有者の意向などを踏まえて、その必要性について、慎重に検討してまいります。なお、国の制度に基づき、離職等により経済的に困窮し、収入や資産・求職活動等の要件を満たす方に対しては、一定期間家賃相当額を支給する住居確保給付金事業を実施しております。	都市局 市街地整備部 住宅課 保健福祉局 総務部 地域福祉・生活 支援課
2. 安心・安全のまちづくり				
(1)原子力発電所関連対策				
20	2	(1) ①	泊原発の再稼働については、原子力規制委員会の審査が現在も継続中であり、今後も引き続きその経過や動向を注視し、対応について適正に検討してまいりたいと考えております。(危機管理課) 札幌市は、原発に依存しない社会の実現を目指し、これまで、市民による再エネ・省エネ機器の導入費用への補助や学校等の市有施設への太陽光発電設備の導入などを進めてまいりました。今後も引き続き、徹底した省エネと再生可能エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んでまいります。(環境エネルギー課)	危機管理局 危機管理部 危機管理課 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー 課
21	2	(1) ②	最終処分場の誘致や受け入れについては、北海道には特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いとする条例があり、札幌市をはじめ道内の自治体はその考えを遵守すべきものと考えております。	環境局 環境都市推進部 環境エネルギー 課

2024年度				
整理番号	要望番号	要望内容	回答	担当課
(2)市営住宅跡地の活用				
22	2 (2) ①	市営住宅月寒F9, 10号棟の跡地は、売却もしくは貸付による処分を行う予定となっていますが、現状はどうなっているか教えてください。私たちとしては、処分をしないで市民のために活用することを求めます。	札幌市では利活用する見込みがない土地として、売却または貸付により処分を行う予定ですが、売却先や貸付先は決まっています。	都市局 市街地整備部 住宅課
(3)月寒体育館は現地で建て替えてください				
23	2 (3) ①	月寒体育館は札幌ドーム敷地内での建て替えが検討されていますが、現在の所在地は月寒中央駅に近く利便性が良いので、現地での建て替えを求めます。札幌ドームでは福祉駅から遠く、不便です。	月寒体育館の更新については、経済・まちの活性化といった札幌市全体のまちづくりの効果も踏まえ、高次機能交流拠点である「札幌ドーム周辺」を候補地としているところであり、これまで実施したサウンディング調査の結果や、9月にいただいた民間からの提案内容も参考にしながら、その実現性や整備効果などを検討のうえ、立地場所等を決定いたします。	スポーツ局 施設整備担当部 施設整備担当課
(4)バスの路線・本数の回復				
24	2 (4) ①	札幌駅直通路線の復活をバス会社に要請されたい。地下鉄駅短絡化は料金の値上げにつながるともに、地下鉄駅乗換に階段を上ったり下りたりと高齢者にとって移動が大変です(エレベーターはあっても遠くだったりして使いづらい)。	バス運転手が不足している現状では、都心へ向かう路線の地下鉄駅短絡化などの運行効率化を図ることで、バスのみが運行されている地域の移動手段を確保し、市全体の面的な公共交通ネットワークを維持していく必要があります。利用者の皆様には一定のご不便をおかけするものではありますが、ご理解をいただけますようお願いいたします。	まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課
25	2 (4) ②	休日を中心に大幅な減便がされ、不便となっています。バス会社に減便の回復を求めてください。	札幌市内の路線バスについては、赤字路線に対する補助金を交付するなど、市民生活に大きな支障が生じないよう努めてきたところですが、バス運転手不足の深刻化により、やむを得ずバス減便等が実施されている状況であり、直ちに減便を回復することは困難なものと認識しております。このような状況に対応すべく、現在札幌市では、路線バス運転手の職業としての魅力発信に向けた広報事業や、各バス事業者で実施する、新規採用者の大型二種免許取得費用助成に対する補助など、運転手確保に向けた支援を行っており、今後もバス事業者と連携しながら取り組んでまいります。	まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課
26	2 (4) ③	バスのダイヤや運行について市民の意向をバス会社に伝える仕組み、あるいは札幌市とバス会社が協議する仕組みはありますか。	公共交通事業者、有識者、利用者団体、行政機関等により構成される「札幌市公共交通協議会」において持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた協議を行っていることに加え、札幌市はバス事業者とバス運行に関する様々な課題について日頃から協議を行っております。	まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課
27	2 (4) ④	バス会社が運行を停止した路線について、代わりのバスを走らせることについて、市はどんな考えを持っていますか。	やむを得ない路線廃止により、存続路線のバス停から500m以上離れたバス停が複数発生する等、一定の基準に基づく面的なネットワークが維持できなくなる恐れがある場合には、札幌市が主体となり、生活の足を確保できるよう地域特性に応じた乗合タクシーなどの代替となる交通手段の導入を検討することとしております。代替交通の導入にあたっては、市街地の形状や移動需要の規模など各地域の特性に応じて、適切な運行形態となるよう地域と協議を行いながら進めてまいります。また、代替交通を導入する基準にはあてはまらないものの、既存の公共交通では対応が困難な移動ニーズを満たすために、地域住民が中心となり、地域内の移動手段を確保しようとする取組に対する支援制度があります。	まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

2024年度

整理番号	要望番号	要望内容	回答	担当課
(5) 敬老バス				
28	2 (5) ①	敬老バス制度を切り下げないで、継続してください。 敬老バスの自己負担5割は大きすぎます。これではバス、地下鉄の利用もためらわれます。 70歳からを75歳に引き上げないでください。70歳ころから通院が増えたりします。 5年後を目途に「所要の措置を講ずる」としていますが、廃止することのないよう継続を求めます。	昨年公表した素案に対しては、高齢者を中心に、敬老バスの存続を求める声があった一方で、制度を支える現役世代の負担に配慮を望む声や、限りある財源は子どもや若い世代に向けて欲しいといった声も寄せられました。 こうした様々な市民意見を重く受け止め、実施案では敬老バスの存続を求める意見を尊重しつつ、制度を支える世代に過度の負担となることがないように、対象年齢・チャージ上限額・自己負担割合を一体的に見直したうえで、敬老バスを当面存続する判断をしております。 事業見直し後は、敬老バスと(仮称)健康アプリの利用状況、制度を支える世代の負担の推移、今後の社会情勢などを考慮しながら検証を行っていきます。	保健福祉局 高齢保健福祉部 高齢福祉課
29	2 (5) ②	敬老バスをタクシーでも使えるようにしてください。足腰が悪くバスに乗り降りできない人こそタクシー利用の支援が求められます。	敬老優待乗車証制度については、生活や身体状況など個々の事情に関わらず、外出を支援し、明るく豊かな老後の生活の充実を図ることを目的として、札幌市内にお住まいの70歳以上の方に札幌市内の地下鉄、路面電車、民間バスで利用することが可能な乗車証を交付する制度となっております。 令和6年10月1日現在の70歳以上の方は442,181人にのぼり、多くの方にご利用いただいております。 70歳以上の人口は年々増加している状況であり、今後もこの増加は続くことが予想されるため、それに伴って事業費も増加傾向が続く見込みです。 そのような状況の中で、敬老優待乗車証でタクシーを利用可能とすることは、限られた財源の中で制度を運営していく観点からも、実現は困難であると考えております。	保健福祉局 高齢保健福祉部 高齢福祉課
(6) 健康アプリ				
30	2 (6) ①	健康アプリは高齢者だけでなく全ての世代にかかわるものであり、敬老バスとは別立ての予算枠で考えてほしい。	(仮称)健康アプリは、市民の健康寿命延伸に向けた様々な取り組みの一つとして、より多くの方の老後の生活の充実を図ることに繋げる高齢者施策として導入するものであり、敬老バスが目指す「明るく豊かな老後の生活の充実を図る」といった目的を包含するものです。 素案に対していただいた市民意見では、敬老バスを残してほしいという意見や、制度を支える世代の負担への配慮を求める意見があることを踏まえて、(仮称)健康アプリと敬老バスの選択制を導入するとともに、事業費は市民にとって過度な負担とならないよう配慮することとしたものです。	保健福祉局 高齢保健福祉部 高齢福祉課
31	2 (6) ②	健康アプリは健康寿命の延伸が目的なので、敬老バス利用者も使えるようにしてほしい。	素案に対していただいた市民意見では、制度を支える世代の負担への配慮を求める声も多く、(仮称)健康アプリと敬老バスを合算した事業費が市民にとって過度な負担とならないよう配慮することとしたものであり、両方の制度に財源を投入することは困難であることから、選択制としたところです。 なお、敬老バスを選択する方であっても、ポイントを電子マネーに交換することはできませんが、健康アプリの機能はご利用いただけますので、多くの皆様に楽しく健康増進に取り組んでいただきたいと考えております。	保健福祉局 高齢保健福祉部 高齢福祉課
32	2 (6) ③	健康アプリは、ポイントを付けられる活動については多彩なメニューを用意するとともに、スマホを使えない人も活用できるようにしていただきたい。	(仮称)健康アプリでは、健康増進や介護予防、社会参加等に資する様々な活動に対してポイントを付与し、より多くの市民にお使いいただけるものと考えています。 また、スマートフォンやアプリに使い慣れていない高齢者に対しては、市としてデジタルデバイス対策にもしっかりと取り組んでまいります。	保健福祉局 高齢保健福祉部 高齢福祉課

2024年度				
整理番号	要望番号	要望内容	回答	担当課
(7)除排雪				
33	2 (7) ①	<p>パートナーシップ排雪の町内会負担をなくしてください。パートナーシップ排雪経費が町内会費を押し上げる要因となっており、町内会加入を妨げる要因ともなっています。</p>	<p>パートナーシップ排雪については、地域が生活道路の排雪を望む場合に、地域と市が協働で取り組む制度で、生活道路全体の7割程度で利用されていますが、排雪量も多いことから相当数の作業機械と人員、作業期間が必要となっております。</p> <p>札幌市では、近年の物価高騰等による地域支払額上昇への当面の対応として、令和4年度より地域支払額の据え置きを実施しているところですが、パートナーシップ排雪と同等の排雪を、残り3割の道路を含む全ての生活道路で札幌市が費用負担して行うことは、体制面や財政面で大きな課題があります。</p> <p>そこで、令和5年度からは、生活道路除排雪の在り方検討に着手し、仮に、除雪対象の全ての生活道路を対象として排雪作業を行う場合、限られた予算や機材、人材の中でどのような作業が可能か検討を進めており、今後も慎重な議論や検討が必要と考えております。</p>	建設局 雪対策室 事業調整担当課
34	2 (7) ②	<p>従来よりも多く雪を残す除雪方法では、雪がゆるむとスタックする車が連続するので、路面になるべく雪を残さない除雪を望みます。</p>	<p>高齢化の進行により、除雪従事者の減少と住民の玄関前などの雪かき負担感の増加が懸念されることから、その課題解決に向け、一部地域の生活道路(住宅街の道路)のみを対象として、「生活道路の新たな除雪方法の試行」に取り組んだところ。</p> <p>この試行は、令和元年度から取り組んでいるもので、昨年度は4区9地域、生活道路延長の約2%で実施しており、豊平区では、美園地区の一部(約4km)と東月寒地区の一部(約3km)で試行しました。</p> <p>この試行では、新雪除雪の出動基準を10cm以上の降雪から20cm程度の降雪と変更しているため、新雪除雪の出動回数が減りますが、代わりに圧雪路面を削る整正作業の回数を増やし、わだちやザクザクがひどくなる前に計画的に対応し、圧雪を薄く保つように努め、併せて出入口前に置かれる雪の緩和処理を行う手法としています。</p> <p>このように効果と影響それぞれを持ち合わせる手法となりますが、本手法による試行はメリット、デメリット両面で様々なデータ等が得られたことから、昨年度をもって終了いたしました。</p> <p>従いまして、今冬は豊平区を含む市内数地域で試行していた除雪手法は行わず、従来の除雪手法に戻ります。</p>	建設局 雪対策室 事業調整担当課
35	2 (7) ③	<p>冬期間の通学路の除排雪、特に歩道の除排雪をしっかりと行ってください。</p>	<p>歩道除雪は機械除雪が可能な有効幅員2m以上、かつ、除雪した雪を積んでおくだけの余裕幅がある道路のうち歩行者が多い区間を対象としています。</p> <p>排雪は、バス路線等で交通量の多い幹線道路や地下鉄駅等、車両が集中する道路を対象としております。なお、小学校周辺の通学路の一部においては排雪対象としております。</p>	豊平区 土木部 維持管理課
(8)ペット連れでの避難について				
36	2 (8) ①	<p>近年、ペットとともに過ごしている高齢者が多くなっています。災害時にペットとともに避難する方が多くなると考えられます。</p> <p>札幌市の避難計画の中で、避難所におけるペットの扱い、あるいはペットの避難についてどのように考えていますか。ペットの避難について考え方があれば教えてください。</p>	<p>札幌市内の全ての指定避難所(基幹)では、ペットとの同行避難が可能となっております。</p> <p>避難所内では、決められたペットスペースの範囲内において、飼い主が飼育を行います。</p> <p>ペットフード等は備蓄していませんので、必要な物は飼い主が準備していただく必要があります。</p>	危機管理局 危機管理部 危機管理課
(9)「低コスト耐震工法」を耐震化補助の対象にできませんか				
37	2 (9) ①	<p>「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」が開発した「低コスト耐震工法」(合板などで壁を補強する工法)は低コストで耐震化ができるので、札幌市として負担の少ないこの工法を耐震化補助の対象にできませんか。</p> <p>道は国が告示した工法にのみ補助を出すとしており、この工法は補助対象になっていませんが。</p>	<p>木造住宅の耐震改修工事に対する補助制度において、北海道内で低コスト耐震工法を導入している自治体は現状ではない状況ですが、建物所有者の負担を軽減する手法のひとつとして認識しており、引き続き研究してまいりたいと考えております。</p>	都市局 建築指導部 建築安全推進課

2024年度

整理番号	要望番号	要望内容	回答	担当課
(10) 通学路の安全対策				
38	2 (10) ①	<p>5月16日月寒東4条17丁目の市道で、青信号の横断歩道を渡っていた小学生がワンボックスカーにはねられ亡くなるいたましい事故が起きました。小学生には何の落ち度もありませんでした。こうした事故を二度と起こさせない対策が必要です。</p> <p>①各校区の通学路について、生徒児童が安全に通学できるよう通学路の点検は行われていますか。横断歩道や、交通安全標識が適切に設置されているかや、注意標識の設置などについて検討はなされているでしょうか。</p>	<p>各小学校の通学路の点検については「札幌市通学路交通安全プログラム」により、各小学校が主体となり、通学路の調査を行っています。この通学路調査に当たっては、学校、PTA、町内会等が参加するスクールゾーン実行委員会等を活用し、必要に応じて道路維持管理者や警察等を含めた合同点検を実施しております。</p> <p>各小学校から提出された通学路調査結果を教育委員会がとりまとめ、内容を精査のうえ関係機関と調整し、安全対策の一つとして標識の設置等を検討・実施しております。</p>	豊平区 市民部 総務企画課
39	2 (10) ②	<p>今回の事故は、運転者が意識もうろうとした状態で運転していたことが原因のようですが、こうした事故を防ぐには、交通指導員(車を止め児童生徒の横断を支援する者)、を配置する他ないと思われませんが、交通指導員の配置はどのようになっているでしょうか。</p>	<p>交通安全指導員は、各学校の区域内に居住する地域の方々に無償ボランティアで担っていただいております。小学校区における交通安全活動への参加や歩行者及び自転車利用者に対する安全通行指導などが規定されておりますが、走行中の車両を停止する権限はありません。</p> <p>交通安全指導員の配置は、各小学校が交通安全指導員の居住地や地域の意見を参考に調整し、危険性が高いと考えられる箇所を中心に配置しております。</p> <p>現状として、交通安全指導員は不足傾向にあり、危険性の高い箇所の全てに配置することは難しい状況になっており、地域や学校のほか、区や交通安全運動推進委員会などが、新たな交通安全指導員募集を呼びかけて担い手の確保に努めております。</p> <p>なお、一部の学校では、PTA役員や保護者等により、登校時の見守りや一緒に登校することで通学路の安全対策を実施している学校もあります。</p>	豊平区 市民部 総務企画課
40	2 (10) ③	<p>通学路には「スクールゾーン」の標識がされていますが、月寒東1条17丁目、「スクールゾーン」の標識が色あせています。点検と補修をお願いします。</p>	<p>通学路に設置されている「スクールゾーン」の標識については、2種類の標識があります。1つは歩道上に設置されている自立型の標識と、もう1つは、NTTや北電の電柱に設置している電柱巻き付け型の標識(看板)です。</p> <p>電柱巻き付け型の標識(看板)については、令和2年度及び令和3年度に調査のうえ、経年劣化等により表示が見えなくなったものを更新し、その後も、破損・汚損やはがれた場合等は適宜取り換えを行っています。</p> <p>自立型の標識については、不鮮明なものがあることを確認しており、スクールゾーンを所管している札幌市市民文化局区政課において、補修等を含めて、今後の対応について検討しており、検討結果を待って対応していきたいと考えています。</p>	豊平区 市民部 総務企画課
41	2 (10) ④	<p>横断歩道の足元に設置されている「止まれ、みぎみて、ひだりみて」のプレートが剥がれている所があります。随時補修をお願いします。</p>	<p>ご指摘のプレートについては、「ストップマーク」と称しているものと思われませんが、小学校が通学路の中で危険性が高いと考えられる歩道の路面に貼りつけていただいております。</p> <p>毎年4月上旬頃に、区から各小学校に不鮮明になったものや剥がれかかっているものを確認のうえ連絡をいただき、配布しております。</p> <p>この他にも、工事等で剥がれた場合などは、適宜、連絡をいただき、必要枚数を渡して貼りなおしてもらっております。</p>	豊平区 市民部 総務企画課

2024年度				
整理番号	要望番号	要望内容	回答	担当課
(11)カラス対策				
42	2 (11) ①	<p>今年の5,6月、月寒東5条18丁目の「東月寒公園」でカラスの威嚇行動が頻発し、公園内の人や隣接する歩道の歩行者が襲われました。</p> <p>①場合によっては巣の撤去も必要と思われませんが、どのような場合撤去できますか。</p>	<p>一般的に、巣を撤去すると、人に対する敵対心をカラスに根付かせることとなり、年々威嚇がひどくなる悪循環につながる可能性があるため、豊平区土木部では、不特定多数の市民に対して見境なく直接身体を攻撃してくるような激しい威嚇が確認できた場合にのみ、やむを得ず、巣の撤去を行うことがあります。</p>	豊平区 土木部 維持管理課
43	2 (11) ②	<p>「カラス注意」の標識は立木にくっついてだけで、見えにくかったので、襲われた時の対処法も含め、よく見える所に看板を立て周知してほしい。</p>	<p>公園の樹木や施設の状況などから、「カラス注意」の標識は、カラスが営巣した巣の近くの樹木などに設置することが多いものの、今後、東月寒公園については、公園入口などにも掲示を行っていききたいと思います。</p> <p>「カラス注意」標識には、「かさをさす」「ぼうしをかぶる」「うでをあげる」といった襲われないための対策や威嚇につながる行動をしないようにといった内容を記載しています。襲われた際は、「その場から遠ざかる」ことが好ましく、これらの内容は、広報さつぼろ豊平区版やラジオ放送などで、広く周知しております。</p>	豊平区 土木部 維持管理課
(12)公園整備				
44	2 (12) ①	<p>最近「危険立ち入り禁止」の黄色いテープの巻かれた公園ベンチを多く見ます。ベンチの老朽化に更新が追いつかない状況でしょうか。すみやかな更新をお願いします。</p>	<p>豊平区で管理する公園は259か所で、造成から30年以上経過した老朽化施設が多数となっているため、これらは随時、修繕や更新を行っています。</p> <p>また、利用上危険な状態の遊具や緊急性のある施設などを優先して修繕しており、ベンチ等については、安全性や必要性などの状況を見ながら、順次修繕しています。</p>	豊平区 土木部 維持管理課
45	2 (12) ②	<p>中の島の精進川公園、急斜面の保全工事で木が切られたことにより、ササなどが繁ってきた所もあります。下草にカタクリなどが生える原植生の回復を求めます。</p>	<p>精進川沿東線の道路法面については、落石・崩壊・倒木の危険性があったため、この補強、安定化を図ることを目的とした対策工事を実施しております。</p> <p>設計にあたっては、精進河畔公園敷地内でもあることも鑑み、自然保護の観点も踏まえた工法選定を行っておりますが、現植生を完全に保護することは難しく、また、施工部の植生工は早期の緑化回復により法面を保護する目的を有するため、これに適した植物を使用することとなっております。</p>	豊平区 土木部 維持管理課

2024年度				
整理番号	要望番号	要望内容	回答	担当課
(13) 歩道の整備				
46	2 (13) ①	一部の幹線道路を除いて、歩道は、狭い、斜めになっている、でこぼこなど、車いすや足腰の悪い高齢者が歩きにくい状況です。これらの歩道の整備についての考え方や方針、計画はありますか。あれば教えてください。	本市では、「歩道施工ガイドライン」等の基準に則って歩道整備を行っております。当該基準において、幅員や勾配等の整備基準が定められておりますが、周辺の地形等によっては、この整備基準を満たすことが難しい場合があります。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、舗装の劣化、損傷等により歩行環境が損なわれている場合は、補修等検討いたしますので、豊平区土木センターまでお知らせください。	豊平区 土木部 維持管理課
3. 選挙の投票改善				
47	3 (1) ①	平岸の第25投票所(高台小)は坂があがっていかねばならず、足腰の弱い高齢者にはつらいです。投票区の再編を行い、坂の上と下で投票区を分けられませんか。	第25投票区(平岸高台小)の有権者約3600人のうち、学校西側に位置します平岸3条18丁目の地域には約900人の有権者がおります。一方、近接の第24投票区(平岸小学校)には約8800人の有権者がおり、現状でも会場内が混雑していることから、同地域の第24投票区への編入は難しい状況です。 また、二重投票防止やセキュリティ等の観点から、現状では定められた投票所のみでの投票となります。	豊平区 市民部 総務企画課
48	3 (1) ②	あるいは、他の行きやすい投票区の投票所で投票できるようになりませんか。		豊平区 市民部 総務企画課
49	3 (1) ③	区民センターの期日前投票所は遠くて、バスの便も悪く行きにくいので、他の地域にも期日前投票所を設けてください。	期日前投票所の選定にあたっては、当日の投票所と同じように、①衆議院解散総選挙など突発的な選挙の際にも施設を利用でき、今後も継続して使用可能なこと、②札幌市においては4単位の選挙(統一地方選挙)を執行するため、投票所として十分な広さを有し、その場所が1階にあること、仮に2階以上の場合はエレベーターが設置されていること、③原則、土足による出入りが可能なこと、④有権者が認知しやすい施設(場所)であること、などの要件を満たす必要があると考えております。 第19回統一地方選挙(H31)から使用しています第2期日前投票所については、期日前投票所同士がお互いに近接していると設置する意義が薄れてしまうことから、区民センターから一定の距離があり、期日前投票の利用率の低い地域への設置を検討し、複数候補の中から上記基準を満たす「東月寒地区センター」に決定いたしました。 現状、条件を満たす施設の安定的な確保や事故が生じないような従事体制(人員)の確保といった課題があることから、期日前投票所の増設は困難と考えております。	豊平区 市民部 総務企画課
50	3 (1) ④	外出に介助者が必要な高齢者や障害者が増え、投票所まで行けないと投票をあきらめている方が多くなります。郵便による投票は一部の障がい者または要介護5の方にしか認められていませんが、引き続き対象を広げるよう制度改正を国に求めてください。	札幌市選挙管理委員会では、郵便等による不在者投票制度の対象者の拡大について、以前より、指定都市20市で構成する指定都市選挙管理委員会連合会を通じて国に要望しております。 引き続き、対象者が拡大されるよう、要望してまいります。	豊平区 市民部 総務企画課

2024年度				
整理番号	要望番号	要望内容	回答	担当課
4. 交通安全対策(警察署に関わるものは、警察に情報提供のみ行う)				
51	4 (1) ①	横断歩道の白線など、夏を過ぎて消えている所が多くあります。白線の引き直しをお願いします。月寒東1条17丁目、セブンイレブン前の信号付き横断歩道は通学路にもなっており、対処をお願いします。		⇒豊平警察署へ
52	4 (1) ②	東園小学校の通学路となっている豊平2条10丁目、11丁目と3条10丁目、11丁目間の横断歩道白線についても消えていますので、引き直しをお願いします。		⇒豊平警察署へ
53	4 (1) ③	月寒東3条17丁目12の「止まれ」標識が色あせて見えないので交換をお願いします。		⇒豊平警察署へ
54	4 (1) ④	中の島地域内の白石藻岩通は、中の島通との交差点から平岸2条までの間横断歩道がありません。広い道路で交通量も多いので、中の島2条7丁目の精進川を越える所に、信号付きの横断歩道を設けてほしい。		⇒豊平警察署へ
55	4 (1) ⑤	澄川通：豊平区平岸6条15丁目、7条15丁目交差点に信号設置を。羊ヶ丘通りから入ってくる澄川通りは交通量が多いにもかかわらず、しばらくの間横断歩道も信号もありません。平岸6条15丁目と7条15丁目間の交差点は交通量が多く、坂になっており見通しも悪いので、信号を設置してほしい。		⇒豊平警察署へ
56	4 (1) ⑥	澄川通：平岸6条16丁目、マンドルチェ平岸第6から澄川通りに出るところに信号付きの横断歩道の設置を。澄川通りのこの周辺に横断歩道がなく、交通量も多く車もスピードを出すので安全に道路を横断できない。特に冬季には雪が路肩に積まれ見通しが悪くなるので。		⇒豊平警察署へ
57	4 (1) ⑦	澄川通：羊ヶ丘通から澄川に至る間、交通量が多く、制限速度を大幅に上回る車が多いので、「スピード落とせ」の標識設置を。また、カーブのきつい所にカーブミラーを設置してください。	制限速度の大幅な超過については豊平署へ情報提供するとともに、通過交通の状況や事故の発生などを道路パトロール等の機会を通じ確認し、必要に応じて注意看板の設置について検討してまいります。 また、カーブミラーの設置にあたっては「運転者がカーブミラーのみに注視し、横断する自転車や歩行者への注意が低下することがあることや、死角が生じることがある」などの考えも踏まえ車両の通行状況をみながら、その必要性について判断しております。当該区間については、カーブミラーの設置が必要な特段の配慮を要する箇所としては認識していません。	豊平区 土木部 維持管理課